

## 契約仕様書（案）

### 1 概要

#### (1) 委託業務名

自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務

#### (2) 業務目的

本業務は、本市における人口減少・高齢化等に伴う交通事業者の運転手不足といった地域交通の構造的課題に対応し、市民及び観光客を含む多様な移動ニーズに応える、持続可能な地域公共交通の実現するため、本市の交通事業者である京都市交通局と連携し、自動運転バスの社会実装に向けた検証等を行うことを目的とする。

なお、自動運転バスの社会実装とは、本市域内における自動運転レベル4かつ、道路運送法における一般旅客自動車運送事業として運行することである。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### (4) 交通事業者

京都市交通局とする。

### 2 業務内容

#### (1) 自動運転の実証実験の実施に係る調査

##### ア 自動運転バスの導入に関する基礎情報、調査項目、調査手法について

本市における自動運転バスの導入に向けた、他都市や海外における基礎情報並びに国の補助金情報及び本市が自動運転の社会実装を目指すに当たって必要な調査を行い、整理すること。

##### イ 自動運転バスの導入可能な区域・ルート、車両について

地域課題・事業目的を整理したうえで、実証実験の候補地における技術面、経営面、社会的受容面を踏まえた調査（道路環境や地域の受入体制等の課題把握、運行ルート及び車両選定、3Dマップ作製、採算性等）、運行ルート及び車両の選定等に資する調査を実施すること。

##### ロ 実証実験の候補地について

候補地については、事業者からの企画提案書の内容を踏まえ、本市と協議の上、地域特性の異なる地域から運行ルートを3つ調査すること。調査にあたっては、郊外住宅地、市街地及び観光地を含むものとする。

(4) **運行ルートについて**

「(7) 実証実験の候補地について」で調査した候補地ごとに、本市と協議の上、道路環境等を調査のうえ、原則として京都市営バスの既存のバス路線から1つずつ運行ルートを調査すること。

(5) **車両について**

「(4) 運行ルートについて」に応じ、社会実装を見据えたバス型(EV車)の車両を調査すること。

(6) **調査票について**

「ア 自動運転バスの導入に関する基礎情報、調査項目、調査手法について」及び「自動運転バスの導入可能な区域・ルート、車両について」のほか、来年度以降の国の補助事業等への応募等を見据えたうえで、以下の内容を踏まえた調査及び検討を行い、報告書を作成すること。

- 実証実験で使用する車両、実施スケジュール、実施体制
- 地域特性等を踏まえ、自動運転レベル4での社会実装の実現可能性を見据えた事業性、採算性

ウ **実証実験の地域及び運行ルートの選定、計画及びロードマップの作成**

(7) **実証実験の地域及び運行ルートの選定**

本市は、「イ 自動運転バスの導入可能な区域・ルート、車両について」を踏まえ、契約後1箇月を目途に社会実装に向けて特に重点的に実証実験が必要な候補地及び運行ルートを1箇所選定する。選定に当たっては、事業者と協議のうえ、令和10年度に自動運転レベル4での社会実装の実現可能性が総合的に高いと評価された候補地及び運行ルートを選定するものとする。

(4) **運行ルートでの計画**

選定したルートにおいて、運行ルートや車両、実証実験の実施ステップやスケジュール、実施体制、社会実装を見据えた事業性等の自動運転の実証実験に係る計画を本市と協議の上、作成すること。

なお、令和7年度に実施されている国の補助事業を前提に、令和8年度の国の補助事業への申請を踏まえ、作成すること。

(5) **ロードマップの作成**

自動運転レベル4の社会実装に向けたロードマップを作成すること。

## (2) 自動運転バス運行の実証実験の実施

### ア 実証実験

「(1) 自動運転の実証実験の実施に係る調査」を踏まえ、令和8年度以降の自動運転レベル2以上での実証実験の実施に向けて、公道（一般の用に供される道路）において自動運転レベル2での実証実験を実施すること。

なお、地域住民等の試乗を実施することを前提とする。

#### (7) 実施想定時期

令和8年3月（ただし、具体的な日程は協議のうえ決定する。）

#### (4) 実施期間

一週間程度の運行

#### (5) 地域及び運行ルート

「1(2) 自動運転バスの導入可能な区域・ルートについて」地域及び運行ルートで実施すること。

### イ 市民の試乗体験の実施

「ア 実証実験」とは別に、市民の社会受容性を醸成するための試乗体験ができるイベントを、本市と協議の上、実施すること。

なお、実施場所は非公道（一般の用に供する道路ではない、広場等）において実施すること。

また、イベントに使用する車両については、ドライバーレスでの自動運転レベル4相当の運行が可能なものとする。

#### (7) 実施想定時期

令和8年3月（ただし、具体的な日程は協議のうえ決定する。）

#### (4) 実施期間

1日程度の運行

### ウ その他

- 事業者は、「ア 実証実験」及び「イ 市民の試乗体験の実施」の企画、運営、広報を行うこと。
- 事業者は、参加者に対するアンケート調査を実施すること。
- 事業者は、公開を前提にした記録用の動画を作成すること。
- 事業者は、社会受容性の醸成を目的とした市民向けのパンフレット及びイベント周知チラシを作成すること。内容は、協議のうえ、本市の広報印刷物として作成すること。
- 事業者はその他、社会受容性の醸成を図っていくための情報発信等の取組について検討すること。

**(3) 業務実施体制**

ア 本業務の遂行に必要な体制について

本業務の遂行に必要な事業者の組織編制、人員、連絡体制を構築すること。

イ 京都企業との連携

自動運転レベル4の社会実装に向けて、次年度以降も含め、自動運転に関わる経験や知見を有する京都の企業、大学等との連携について検討すること

**(4) 報告書の作成**

「(1) 自動運転の実証実験の実施に係る調査」及び「(2) 自動運転バス運行の実証実験の実施」の結果を報告書として整理すること。報告書の内容については、納品前に本市の確認を受けるものとする。

また、報告書の概要版も作成することとする。

**(5) 国の補助事業等への対応について**

「(1) 自動運転の実証実験の実施に係る調査」及び「(2) 自動運転バス運行の実証実験の実施」の結果を基に、令和8年度の国の補助事業等への申請に向けて、本市と協議の上、資料準備を進めること。資料準備にあたっては、国への情報収集及び令和7年度の補助事業の実施要領等を参照し、令和7年度中に準備が可能な資料は作成すること。

**(6) 打ち合わせ協議**

業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

なお、事業者は打合せ協議記録を協議後速やかに作成し、本市へ提出するものとする。

**(7) 安全対策**

「(2) 自動運転バス運行の実証実験の実施」については、安全性に最大限配慮すること。万が一事故等が発生した場合は、速やかに対応するとともに、本市に対して報告を行ったのち、顛末をまとめた報告書を作成し、本市へ提出すること。

また、先行事例等から想定しうる事故等の軽重を予め区分したうえで、各区分に応じた委託事業者、本市及び交通事業者の対応を定めたマニュアルを作成すること。マニュアルの作成にあたっては、本市及び交通事業者である京都市交通局と協議の上、作成すること。

### (8) その他

- 公道（一般の用に供される道路）で自動運転バスを走行させるに当たっては、必要に応じて、関係機関との協議及び本市が行う許認可等の申請の補助を行うこと。
- 事業の実施については、本市及び交通事業者である京都市交通局と協議すること。
- 「(2) 自動運転バス運行の実証実験の実施」の地域まで、安全かつ経済的な車両運搬ルートを設定し、車両保管場所から運搬すること。
- 車両事故等に備え、準備開始から走行調査終了までの期間中、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入し、適切な賠償能力を確保すること。
- 電波・通信環境を調査し、必要に応じて措置を講じること。
- 受注者は、本業務にて知り得た内容及び結果を第三者に漏洩してはならない。
- 事業の実施にあたっては、国が定める「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き」準じるものとする。

### 3 成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、成果品は、完成した都度納品するものとする。

- 業務成果品一式
- 電子成果品一式
- 報告書 10部
- 市民向けパンフレットデザインデータ一式
- 市民向けパンフレット 500部
- イベントデザインデータ一式
- イベント周知ちらし 500部

### 4 委託料の支払い

検収及び委託料の支払いについて、委託期間終了後速やかに実績を含む成果品を提出することとし、本市にて10日以内に検収をした後、受託者からの適正な請求に基づき委託料を支払う。

## 5 留意事項

- 本業務の実施から終了までの間、本事業を統括する責任者のほか、業務遂行のために必要な専門的知見・経験を有する人員を配置し、適切な業務工程と役割分担実施スケジュールを示した上で、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の安全かつ円滑な実施のために、定期的に市と連絡調整を行うこと。
- 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、該当既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- 本仕様書に定めのない事項については本市と協議し決定するものとする。
- 本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により本市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- 本業務従事者は、業務の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、または自己のために利用してはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする
- 京都市個人情報保護条例をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。
- 本仕様書に定めない事項、あるいは疑義が生じた場合または本仕様書により難しい事由が生じた場合は、本市と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。